

## 過労死等の防止について考える議員連盟役員会

令和 5 年 3 月 28 日  
全国過労死を考える家族の会  
代表世話人 寺西笑子

### 発言趣旨

1. 2022 年 11 月 29 日、東京高等裁判所判決について  
事業主の一般財団法人・A 財団は、職員が業務上認定（精神障害）されたことで労災保険料が引き上げられることにより、不利益が生じるとし、国を被告に業務上認定を取り消す訴訟を提起しました。  
東京地裁では、A 財団の主張は認められなかったのですが、東京高裁は地裁判決を取り消し、労災保険の支給決定に対し、事業主による異議申し立てを認める判決を下しました。  
そこで、12 月 5 日、過労死弁護士全国連絡会議代表幹事の川人博弁護士と全国家族の会の寺西は、加藤厚生労働大臣へ最高裁に上告するよう強く要請をおこない、その報告を厚生労働省記者クラブで記者会見を行いました。
2. 全国家族の会は、かけがえのない大切な家族を過重労働により、生命、健康を奪われた被災労働者遺家族であります。早期の救済と過労死等防止を目的にしている団体です。  
労災申請者の実情は、使用者側の情報協力が得られない中、申請者側に立証責任があることで、労働時間の客観的証拠と職場の出来事などの立証に困難を極めながら、やっとのおもいで証拠収集したなかで精査され、さらに、高いハードルである認定基準の要件に当てはまらないと労災認定されません。労災認定される道のりは、このように厳格な調査と評価を受けて、やっと認定されたものです。決して安易に支給決定されるものではありません。
3. なおかつ労災認定率をみれば支給決定の厳しさが顕著に表れており、不当な評価により不支給決定を受けた人は、やむを得ず行政訴訟を提起します。そうすると長期の闘いになり、心身とも疲弊します。  
家族の会では、労災認定に 10 年以上係争している会員も少なくありません。  
そのうえ万が一にも東京高裁判決が確定すれば、事業主が支給決定を取り消す裁判が可能になることで、さらに何年も不安定な日々を送ることになり争った結果、取り消されることになると受け取った補償金など国へ返還しないと、いけなくなります。そうすると労災認定されても使うことができず、被災者の救済が明かに不安定になり労災補償制度の考え方からも非常に過酷であると考えます。

遺族等は労災認定を受けるまで、経済的にも精神的にも非常に苦しい思いをします。それなのに、事業主が支給決定を取り消す訴訟を認めると認定されても、さらにその苦しみは続くこととなります。

それでもいいんだと判断した今回の東京高裁判決は、遺族等にとって耐えがたい内容だと受け止めています。

4. このような労災被災者保護へ真摯に向き合うことなく、事業主の不服申し立ては断固許されるものではありません。なぜなら、下記3点悪影響を与えるからです。

1. 事業主が支給決定を取り消す訴訟をすることで使用者責任は追及困難になり、職場改善と再発防止策がとられないこととなります。
2. また、業務上の取り消し訴訟がまかり通ると、申請すら恐ろしくて諦めてしまう人が増え、労災隠しの温床となります。
3. いちばん危惧するのは、労働基準監督署が支給決定の際、必要以上に慎重になり非常に委縮することで被災者救済に対し労働行政全体に悪影響が生じるからです。

厚生労働省は、「支給決定したものは取り消さない」と示しましたが、支給決定を取り消す訴訟が認められることで、全国各地で同様の訴訟が起これば、また、東京高裁のようなとんでもない判決を下す裁判官が現れる可能性があります。そうならないためにも、支給決定を取消す訴訟を認めた東京高裁判決は、絶対、確定させてはならないと考えます。

以上